

コロナ関連の助成金

申請期限の整理と新登場の助成金



1月の緊急事態宣言発令以降、助成金や補助金など(以下、助成金等)の新設や申請期限の延長が相次いで発表されています。

現在どのような支援が行われていて、いつまでに申請すればよいのかを一覧にまとめました。
この一覧は、2021年(令和3年)3月5日時点の各省庁の公開情報をもとに作成しています。

雇用を維持・促進するための助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
雇用調整助成金	事業活動の縮小が余儀なくされた場合に、休業手当の最大全額を助成(日額15,000円まで) 雇用保険被保険者以外も対象	支給対象期間の末日(毎月の賃金締日)の翌日から 2ヶ月
コールセンター 0120-60-3999	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業期間中賃金が支払われない中小企業の従業員に、日額最大11,000円を支給 パート・アルバイトも対象	10~12月の休業 → 3月31日まで 1~4月の休業 → 7月31日まで
コールセンター 0120-221-276	https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html	
NEW! 産業雇用安定助成金	在籍出向による雇用の維持、人材活用を支援 出向元・先双方に出向中の費用の9/10(大企業は3/4) + 初期費用15万円/人を助成	出向開始の前日(4月5日以前に開始する場合は4月5日)までに計画届を提出
都道府県労働局またはハローワーク	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html	
トライアル雇用助成金	コロナ離職者を雇う場合、その試行雇用期間(3ヶ月)に月額4万円/人(短時間労働者は2.5万円)を助成	トライアル雇用開始日から2週間以内に実施計画書を提出
都道府県労働局またはハローワーク	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html	

暮らしを応援する助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
ひとり親世帯に対する臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に10万円、第2子以降+6万円 + 収入減の場合に5万円	既に受付を終了した市町村もあります
コールセンター 0120-400-903	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html	
緊急小口資金・総合支援資金	コロナによる収入減や失業で生活が苦しい方を対象とした生活費の貸付け	3月31日まで
コールセンター 0120-46-1999	https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html	
住宅確保給付金	支給が終了した方に、 3ヶ月間再支給	3月31日まで
コールセンター 0120-23-5572	https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html	

事業活動を維持するための助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
NEW! 事業再構築補助金※	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合に、最大1億円を補助	3月公募開始予定 (令和3年度に複数回実施予定)
中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html		
持続化補助金※	ポストコロナのための小規模事業者支援 一般型は上限50万円、補助率2/3 低感染リスク型ビジネス枠は上限100万円、補助率3/4	一般型5次締切 6月4日 (令和3年度に7次まで実施予定) 低感染リスク型ビジネス枠 3月公募開始予定
コールセンター 03-6837-5929 https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0102.pdf		
IT導入補助金	販売管理と労務等の複数の業務プロセスを非対面化し生産性向上を図るITツールの導入を支援	低感染リスク型ビジネス枠 4月公募開始予定
コールセンター 03-6837-5929 https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0103.pdf		
地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」	時短要請に応じて営業時間を短縮した飲食店 緊急事態宣言区域は最大6万円/日 それ以外の地域は最大4万円/日	都道府県の窓口にお問合せください
各都道府県の窓口 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/210119_gaiyou.pdf		
NEW! 中小事業者に対する一時支援金※	緊急事態宣言の影響で売上が減少した中堅・中小事業者 上限は、法人60万円、個人事業者等30万円	5月31日まで
一時支援金事務局相談窓口(申請者専用) 0120-211-240 https://ichijishienkin.go.jp/		
J-LODlive 補助金 (キャンセル料支援事業)	緊急事態宣言でイベントを中止して発生したキャンセル料やチケット払戻し手数料、関連動画制作費用等の費用を支援(上限2,500万円)	6月11日まで 期間中であっても、予算がなくなり次第、終了
J-LODlive 補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO) 03-6260-6023 https://cancel.j-lodlive.jp/		
特別貸付	3年間無利子 + 最長5年間元本据え置き	日本公庫と商工中金は当面(2021年前半まで) 民間金融は3月31日まで
日本公庫 0120-154-505 商工中金 0120-542-711 民間金融 0570-783-183 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer2.pdf		

※ jGrants(電子申請システム)での申請受付になります。事前に G ビズ ID プライムの ID 取得が必要です。ID 発行までに2~3週間かかりますので、ご検討の方は、まずはID取得の手続きをお済ませください。
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

業種別の支援策もご確認いただけます。併せてご参照ください。

- 文化庁「新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口」
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html
- 農林水産省「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html
- 厚生労働省「医療・介護・障害福祉に従事される方々への新型コロナ緊急包括支援交付金関連情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12014.html